

中長期計画の提出頻度の軽減について

平成30年9月27日
資源エネルギー庁

<工場等規制における規定>

(中長期的な計画の作成)

第十五条 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、**定期に**、その設置している工場等について第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、特定事業者による前項の計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

3 主務大臣は、前項の指針を定めた場合には、これを公表するものとする。

※この他、特定連鎖化事業者（第26条）、認定管理統括事業者（第37条）においても同様の規定を措置している。

<荷主規制における規定>

(中長期的な計画の作成)

第一百十条 特定荷主は、経済産業省令で定めるところにより、**定期に**、第一百七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

※この他、認定管理統括荷主（第114条）においても同様の規定を措置している。

中長期計画の提出頻度の軽減（工場等規制）

- 工場等規制において、直近過去2年度以上連続でS評価の場合、翌年度以降、最後に提出した中長期計画の計画期間内は、S評価を継続している限りにおいて、中長期計画の提出を免除する。 ※なお、中長期計画の提出頻度の軽減の条件を満たしている事業者であっても、「中長期計画」を提出することは可能。

（ケース1）中長期計画の計画期間中はS評価が継続した場合

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
定期報告書の評価	A	S	S	S	S	S
中長期計画書	提出	提出	提出	免除	免除	提出

中長期計画の計画期間3年の場合

（ケース2）中長期計画の計画期間中にS評価でなくなった場合

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
定期報告書の評価	A	S	S	S	A	S
中長期計画書	提出	提出	提出	免除	提出	提出

中長期計画の計画期間3年の場合

中長期計画の提出頻度の軽減（荷主規制）

- 荷主規制においては、工場等規制とは異なり、事業者クラス分け評価制度が導入されていないため、当面は荷主判断基準に掲げられている「エネルギー消費原単位の1%以上低減」の達成を中長期計画の提出頻度の軽減の条件とする。

（参考1）工場等規制における事業者クラス分け評価制度

Sクラス 省エネが優良な事業者	Aクラス 一般的な事業者	Bクラス 省エネが停滞している事業者
<p>【水準】 ① <u>努力目標達成</u> ※1 または、 ② <u>ベンチマーク目標達成</u> ※2</p> <p>【対応】 優良事業者として、経産省HPで事業者名や連続達成年数を表示。</p>	<p>【水準】 Bクラスよりは省エネ水準は高いが、Sクラスの水準には達しない事業者</p> <p>【対応】 特段なし。</p>	<p>【水準】 ※1 ① <u>努力目標未達成かつ直近2年連続で原単位が対前年度比増加</u> または、 ② <u>5年度間平均原単位が5%超増加</u></p> <p>【対応】 <u>注意喚起文書を送付し、現地調査等を重点的に実施。</u></p> <div data-bbox="1541 605 2032 791"><p>Cクラス 注意を要する事業者</p></div> <p>【水準】 Bクラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分</p> <p>【対応】 <u>省エネ法第6条に基づく指導を実施。</u></p>

※1 努力目標：5年度間平均エネルギー消費原単位を年1%以上低減すること。

※2 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において設定された、事業者が中長期的に目指すべき水準。

（参考2）第26回省エネルギー小委員会（平成30年7月6日開催）におけるご指摘事項

工場・事業場の規制でしかクラス分けを行っていないということだと思うが、国交省と連携しながら今回の法改正で措置を講じた運輸部門の輸送事業者規制や荷主規制においても、この評価制度を導入し、事業者の省エネ取組の見える化を図っていくことも検討すべきではないか。